

津山・鏡野間バス連携事業 調査・検討業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「津山・鏡野間バス連携事業 調査検討 業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名称 津山・鏡野間バス連携事業 調査検討業務
- (2) 業務内容 別紙「津山・鏡野間バス連携事業 調査・検討業務仕様書」参照
- (3) 業務期間 契約締結日から平成30年3月15日(木)まで

3. 見積上限額

5,000,000円(消費税額及び地方消費税額含む)

4. 実施形式

公募型プロポーザル

5. スケジュール

- 平成29年 7月 5日(水) : 公募開始(津山市ホームページ)
- 平成29年 7月11日(火) 12時: 質問書提出〆切
- 平成29年 7月13日(木) : 質問回答予定(津山市ホームページ)
- 平成29年 7月24日(月) 17時: 参加申込および企画提案書 提出〆切
- 平成29年 7月25日(火) : プレゼンテーション参加通知送付(予定)
- 平成29年 8月上旬 : プレゼンテーション審査実施(予定)
- 平成29年 8月上旬 : 審査結果報告(予定)

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年施行令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成25年津山市告示第85号)及び鏡野町建設工事請負契約入札参加資格審査要領(平成21年鏡野町告示第118号)に基づく指名停止措置(指名保留を含む。)を最優秀提案者決定の日までに受けていないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが最優秀提案者決定の日までになされていないこと。
- (4) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）及び鏡野町暴力団排除条例（平成23年鏡野町条例第16号）に規定する暴力団，暴力団員及び暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (5) 国税及び津山市税，鏡野町税を滞納している者でないこと。

7. 質問・回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第1号）により，ファクシミリで提出すること。ファクシミリ以外の方法による質問は受付しない。

- (2) 提出期限 平成29年7月11日（火）12時まで（必着）
- (3) 提出場所 津山市産業経済部経済政策課のファクシミリ
FAX番号（0868）32-2154
- (4) 回答方法 津山市ホームページにて公表
アドレス：<http://www.city.tsuyama.lg.jp/>
- (5) 回答日時 平成29年7月13日（木）予定

8. 参加申込書

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は，本実施要領，仕様書及び津山市契約規則及び鏡野町財務規則、他の関係諸法令を理解・遵守の上で，次の書類を提出すること。

- ア 参加申込書兼誓約書（様式第2号）
- イ 暴力団排除条例に係る誓約書（様式第3号）
- ウ 委任状（必要に応じて。様式第4号）
- エ 法人の国税の納税証明書の写し
（平成29年4月1日以降証明分）
- オ 法人の津山市発行の市税等納税証明書
（平成29年4月1日以降証明分。津山市に課税がある場合のみ。）
- カ 法人の鏡野町発行の町税等納税証明書
（平成29年4月1日以降証明分。鏡野町に課税がある場合のみ。）

キ 登記事項証明書（現在事項証明）の写し

（平成29年1月1日以降証明分）

ケ 財務諸表の写し（直近決算のもの）

ただし、平成29年7月4日時点で、津山市指名登録業者（工事・コンサル・物品・役務）または鏡野町指名登録業者（工事・コンサル・物品・役務）に登録されている場合はイ、キ、ケの各書類については省略することができる。

(2) 提出期間 平成29年 7月24日（月） 17時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(4) 提出場所 津山圏域公共交通連絡協議会事務局

（津山市産業経済部経済政策課内）

〒708-8501 岡山県津山市山北520

津山市役所 本庁舎4階

TEL(0868)32-2075 FAX(0868)32-2154

9. 企画提案書提出期日及び作成方法

(1) 提出期限 平成29年 7月24日（月）17時まで（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(3) 提出部数 7部

(4) 提出場所 津山圏域公共交通連絡協議会事務局

（津山市産業経済部経済政策課内）

〒708-8501 岡山県津山市山北520

津山市役所 本庁舎4階

TEL(0868)32-2075 FAX(0868)32-2154

(5) 作成方法

）表紙

表紙には、標題として「津山・鏡野間バス連携事業 調査検討 支援業務に係る企画提案書」と記載し、次の) ~ v) の資料を綴ること。

）業務実績書（様式第5号）

平成24年4月1日以降に、「地域公共交通網形成計画」、「地域公共交通総合連携計画」または、地方公共団体若しくは地域公共交通会議等によって実施した地域公共交通に関する調査検討業務、計画策定等を受託した実績を最大5件まで記載すること。

）業務の実施体制（様式6号）

本業務に従事する人員配置計画及び配置する各担当者の実務経験年数、経験した調査検討業務、計画策定又はそれと同等の業務についての名称を記入すること。

）業務の実施方針・実施フロー・工程表

A4判の任意様式で、原則として2ページ以内にまとめること。

（両面印刷は不可）

）企画提案書

別紙仕様書を参考にして、実施業務への具体的な取り組み方法を記載すること。なお、総ページ数は20枚以内とする。（両面印刷は不可）

）参考見積書

見積上限額（税込）以内で、参考見積金額（税込）を記載し、企画提案内容に示した業務に係る経費の積算内容（数量記載必須）を明記すること。

10. 審査方法

本プロポーザルの審査は以下のとおり行う。

(1) 提案書類審査

提出された企画提案書を別紙「プロポーザル審査基準」に基づき、審査を行う。

(2) プレゼンテーション審査

企画提案についてプレゼンテーション等を実施し、「審査基準」に基づき審査し、最優秀提案者を特定する。

11. 審査基準及び配点

本プロポーザルは別表の審査基準に基づき審査する。

12. 審査結果

審査の結果については、以下のとおり審査を受けた者に対して通知する。

(1) 通知方法 審査の結果は書面により通知する。

(2) 通知時期 審査後、2日以内に送付する。

なお、最優秀提案者として決定されなかった者が、その理由の説明を求めることのできる期間は、通知を受けてから7日以内とする。

13. 契約

最優秀提案者と、契約金額、仕様などについて随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、契約の手続きを行う。

なお、随意契約に係る協議により、最優秀提案者と契約ができない場合は、次点者と随意契約について協議するものとする。

14. 支払条件

本業務完了後、業務完了検査を行い、請求書を受理してからおおむね30日以内に代金の支払いを行う。

15. 情報公開

審査の結果については、津山市ホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

(1) 最優秀提案者名（最優秀提案者以外の者は仮名で公表する）

(2) 評価順位及び点数

(3) 見積金額

なお、企画提案者から提出された企画提案書については、津山市情報公開条例第7条第3号の規定及び鏡野町情報公開条例第7条第3号の規定を準用し（開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基づき開示しないものとする。

16. 提出書類の取扱い

(1) 提出されたすべての書類は、返却しない。

(2) 提出後の書類の差し替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

(4) 本協議会が審査等にあたり必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

(5) 企画提案書の提出は参加申込者1者につき1案とする。

17. その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等の必要経費は、すべて提出者の負担とする。

(2) 参加辞退

参加申込後又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに書面（任意様式）により、辞退の旨を本協議会あてに提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成所の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ プレゼンテーション審査を欠席した場合

カ 見積上限額を超えた見積の場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、本協議会が必要とする場合は、あらかじめ受託先に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 最優秀者の同点

審査で最優秀者の評点が同点の場合においては、同点となった者についてのみ再審査を行い、最優秀者を決定するものとする。

(6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 参加申込者が1者の場合は、審査を行い、審査委員会が最優秀者特定の可否を採決して決定する。

18. 問合せ先

津山圏域公共交通連絡協議会事務局（津山市産業経済部経済政策課内）

〒708-8501 岡山県津山市山北520 津山市役所本庁舎4階

TEL(0868)32 2075 FAX(0868)32 2154

mail: keizai@city.tsuyama.okayama.jp. 担当者：三谷・實近